



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
10月14日
第351号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課) 2
- 小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間(水産課) 2
- 漁船損害等補償法の規定による同意の認定(水産課) 3
- 道路区域の変更(道路保全課) 3
- 土木事務所公告
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(東近江) 3
- 琵琶湖海区漁業調整委員会指示
- 遊漁者によるピワマス等引縄釣等の承認制に関する委員会指示 4

告 示

滋賀県告示第400号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和4年10月14日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
もものお庭 m i - y a	長浜市勝町682番地	社会福祉法人 愛悠ももの会	長浜市大成亥 町1260番地	放課後等デイサービス	令和4.10.1	2550300244
コペルプラス長浜駅前 教室	長浜市北船町 1-5 JR長 浜駅ビル	株式会社醍醐	守山市今浜町 2574-4	放課後等デイサービス	令和4.10.1	2550300251

滋賀県告示第401号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。
令和4年10月14日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
はる風薬局	大津市雄琴北二丁目2-10 フレンドマート雄琴駅前店 内	薬局	岡村宏征	令和4.9.1
サンドラッグ野洲薬局	野洲市小篠原1000アルブラ	薬局	田中洋平	令和4.10.1

ザ野洲店1階

滋賀県告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年10月14日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
はる風薬局	大津市雄琴北二丁目2-10フレンドマート雄琴駅前店	薬局	令和4.8.31

滋賀県告示第403号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第2号に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和4年10月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	許可または起業の認可をすべき船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第1種漁業(ごり沖びき網漁業)	25隻(者)以下(現に許可または起業の認可を受けている船舶等(者)の数:85隻(者))	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	7月20日から翌年2月末日まで	滋賀県に住所を有する者
手繰第1種漁業(あゆ沖びき網漁業)	28隻(者)以下(現に許可または起業の認可を受けている船舶等(者)の数:82隻(者))	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	2月1日から2月末日まで	滋賀県に住所を有する者
手繰第1種漁業(その他の沖びき網漁業)	22隻(者)以下(現に許可または起業の認可を受けている船舶等(者))	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	8月1日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者

	の数：88隻 (者)				
--	---------------	--	--	--	--

2 申請期間 令和4年10月19日から令和4年11月18日まで

滋賀県告示第404号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、滋賀県瀬田町加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年10月14日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県告示第405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年10月14日から令和4年10月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月14日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	守山栗東線	栗東市出庭字上舟子1919番地先から	変更後	最小 12.2m	71.5m	道路法第24条 工事(迂回路 廃止)に伴う 道路区域の変 更
		栗東市出庭字上舟子1918番2地先まで		最大 12.2m		
		栗東市出庭字上舟子1919番地先から	変更前	最小 12.2m	71.5m	
		栗東市出庭字上舟子1918番2地先まで		最大 30.4m		

土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年10月14日

滋賀県東近江土木事務所長 山崎 邦夫

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町大字松尾353番地1 株式会社治武製作所 代表取締役 外池清司	蒲生郡日野町大字松尾字鳥ヶ巣301番2、字御霊谷354番1、354番3、355番2	2,165.70m ²	令和4.10.6	000549

琵琶湖海区漁業調整委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、漁場利用の適正化を図るため、琵琶湖における引縄釣(釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。)および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ビワマスの採捕を目的としたものに限る。)について次のとおり指示する。

令和4年10月14日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷口孝男

1 指示の内容

- (1) 遊漁の承認 令和4年12月1日から令和5年9月30日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ビワマスの採捕を目的としたものに限る。)(以下「引縄釣等」という。)を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた場合および承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した章旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。
 - (2) 承認の区分 承認を受けようとする者は、次のとおり引縄釣等に使用する船舶の区分に応じて、別記様式第1号または別記様式第2号により委員会宛てに申請しなければならない。
 - ア 自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他者から使用を認められた船舶により引縄釣等をする者およびその同乗者(以下「プレジャーボート使用者」という。プレジャーボートには、動力船の他、カヤック等の無動力船を含む。)
 - イ 引縄釣等を行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者(以下「遊漁船業者」という。)
 - (3) 承認の取得義務
 - ア プレジャーボート使用者は、引縄釣等を行おうとする者ごとに承認を受けなければならない。ただし、承認は1人当たり1件とする。
 - イ 遊漁船業者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。
 - (4) 承認期間 プレジャーボート使用者においては令和4年12月1日から令和5年6月30日まで、遊漁船業者においては令和4年12月1日から令和5年9月30日までとする。
 - (5) 承認数
 - ア プレジャーボート使用者の承認数は申請が1,900件に達した日までに受け付けた数以内とする。
 - イ 遊漁船業者が使用する船舶の承認数は40隻以内とする。
 - (6) 釣法の限定 竿を使用しない引縄釣は禁止する。
 - (7) 同時に用いることができる竿の本数および釣針の個数
 - ア 竿の本数は、プレジャーボート使用者は承認1件当たり2本以内とする。承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶にあつては、乗客1人当たり2本以内とし、これに1隻当たり2本を加えた本数以内とする。
 - イ 釣針の数は、竿1本につき1個(シングルフック)とする。
 - (8) 保持(キープ)および持ち帰ることができるビワマスの数
 - ア 承認を受けたプレジャーボート使用者が保持(キープ)および持ち帰ることのできるビワマスの数は、承認1件につき1日当たり5尾までとする。
 - イ 承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶において保持(キープ)および持ち帰ることのできるビワマスの数は、乗客1人につき1日当たり5尾までとする。なお、遊漁船業者はビワマスを持ち帰ってはならない。
 - (9) 申請手続および承認基準等 承認の申請手続、承認基準その他必要な事項は、別に定める。
 - (10) 採捕の報告 プレジャーボート使用者は承認者ごとに、遊漁船業者は承認を受けた船舶ごとに、以下のいずれかにより採捕の結果を報告しなければならない。
 - ア 採捕状況報告書(プレジャーボート使用者にあつては別記様式第3号、遊漁船業者にあつては別記様式第4号)の提出による報告
 - イ インターネット(しがネット受付サービスに設置する専用ページ)による報告
 - (11) 章旗の返納 1(1)の承認により交付した章旗は、別に定める期限までに返納しなければならない。
 - (12) 漁業被害の未然防止 漁労中の他船から1キロメートルの範囲内および敷設された漁具から300メートルの範囲内においては、引縄釣等による採捕行為をしてはならない。
- 2 指示の期間 令和4年12月1日から令和5年11月30日まで
 - 3 指示に従わない者に対する措置 本指示に従わない場合は、承認の取消しまたは次回の承認をしない措置をとる

ことがある。

別記

様式第1号(プレジャーボート使用者用)

引縄釣等承認申請書
(プレジャーボート使用者用)

____年 ____月 ____日

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	〒 _____		
住所	_____		
ふりがな	_____		
氏名	_____		
年齢	_____		
電話番号	_____		
E-mail	_____		
昨シーズン承認	あり	なし	(いずれかに○)

下記のとおり琵琶湖において、引縄釣等を行いたいので申請します。

記

1 使用する船の形態(アまたはイを選択してください。複数選択可。友人等の船の場合はアを選択してください。)

ア 個人所有の船 出航予定港 (_____)

イ 貸船業者の船 利用される貸船業者名 (_____)

2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う予定の主な水域 (記入例: 竹生島周辺、姉川沖など)

(_____)

(2) 引縄釣等を行う予定の月(遊漁期間) (該当の月に○、複数の月でも回答可。)

R4 12月	R5 1月	2月	3月	4月	5月	6月

(事務局使用欄) 記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

様式第2号(遊漁船業者用)

引縄釣等承認申請書
(遊漁船業者用)

年 月 日

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	〒		
住 所			
ふりがな			
代表者氏名			
電話番号			
E - mail			
昨シーズン承認	あり	なし	(いずれかに○)

琵琶湖において、引縄釣等を行わせるために下記の船舶を用いて、遊漁者を漁場に案内する事業を営みたいので申請します。

記

1 申請内容(遊漁船業者登録簿の内容を記載のこと)

(1) 遊漁船登録番号	
(2) 代表者氏名	
(3) 営業所名	
(4) 営業所住所	
(5) 営業所電話番号	
(6) 使用船名	
(7) 遊漁船業務主任者氏名	

2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う主な水域 (記入例: 竹生島周辺、姉川沖など)
()

(2) 月別の出航予定日数

R4 12月	R5 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

(事務局使用欄) 記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

